

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

岩野英夫

- 一 はじめに
- 二 古き良き法
 - (一) 一九世紀の支配的学説とケルン
 - (二) 支配的学説に対する批判
 - (三) 現状
- 三 ゲバルトと法
 - (一) プラハの春
 - (二) 中世におけるゲバルトと法
 - (三) 裁判
- 四 補論
 - (一) ゲルマン国家像批判
 - (二) ゲルマン的誠実概念批判
- 五 おわりに

一 はじめに

西洋中世法の特徴を「古き良き法」として概念化したケルン (Fritz Kern 1884-1950) の見解は、一九六〇年代後半以降ドイツの学界で厳しい批判に晒される。批判者の中心にはクレッシェル (Karl Kroeschell) がいた。批判は日

本の学界に受け容れられて行く。ケルンの見解を導きの糸にして理論を組み立てていた世良晃志郎は反批判を展開する。⁽¹⁾

西洋法制史の仕事の中心は、彼の地の法の実際がどうであったかを実証することである。実証は、観点によって導かれる。

観点に込められたある研究者の時代への思いや提言は何であるのか。これを明らかにすることが、私の研究テーマの一つである。その思いや提言から、何を今日継承することができるのか。日本という学問環境の中で西洋中世法の実証的研究に取り組むための私なりの観点をできる限り豊かなものにすることを意図して、このテーマを設定した。しかしながら私に関心を持っているもう一つのテーマとの関係もあって、研究は中断してしまった。

その間、例えば、デイトマール・ヴィロヴァイト著、和田卓朗訳「古き良き法について」や中世的立法権をめぐる西川洋一の力作などが公にされることで、中世法の性格めぐる我が国の研究は理論的にも、実証的にも確実に前進している。⁽²⁾

その意味で、本稿を執筆することはあるいは時計の針を逆に回すことになるのかもしれない。しかし優れた先輩研究者に学ぶこと自体に時間の後先はないと言うのも、また間違いではなからう。

グラウス (František Graus) に着目したのは、一つには、クレッシェルがグラウスの見解を肯定的に引用し、また逆のことも行われていることによる。しかしそれよりも大きな理由は、ドイツにとっては外国である、それもかつてのチェコスロバキアという極めて興味深い地域出身の中世史家がドイツの歴史学・法史学の成果を外からどのような

に見ているかに関心を抱いたことである。

本稿で頻繁に引用する文献を次に掲げておく。これらの文献の引用は、それぞれの文献に付けている番号によって行われる。

- ① Über die sogenannte germanische Treue. In: *Hitorica*, Bd. I, 1959, S. 71-121.
- ② Die Gewalt bei den Anfängen des Feudalismus und die „Gefangenbefreiungen“ der merowingischen Hagiographie. In: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Teil I, 1961, S. 61-156.
- ③ Herrschaft und Treue. In: *Hitorica*, Bd. XII, 1966, S. 5-44.
- ④ Gewalt und Recht im Verständnis des Mittelalters. In: hrsg. von Fr. Graus usw., *Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft*, 1974, S. 5-21.
- ⑤ Zur Gegenwartslage der Geschichtswissenschaft, 1982.
- ⑥ *Verfassungsgeschichte des Mittelalters*. In: *Historische Zeitschrift*, Bd. 243, 1986, S. 529-589.

本稿は、二〇〇二年度科学研究費（「科研費（14520015）」）に基づく研究成果の一部である。

- (1) 拙稿「世良晃志郎の「法制史」観について——西洋中世法の性格をめぐる論争の整理のために——」『同志社法学』第二三二号、平成五年、九一—一六七頁、同「世良晃志郎のクレッシェル批判を考える——西洋中世法の性格を捉える視角の明確化のために——」『同志社法学』第二三八号、平成六年、一六七—二五一頁。
- (2) デイトトマール・ヴィロヴァイト著、和田卓朗訳「古き良き法について（一）」（二・完）『法学雑誌』第四七卷第一号（一七八—二〇三頁）、第二号（三九二—四一六頁）、共に平成一二年。西川洋一「後期シュタウフェン期ドイツにおける国

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四卷四号

三（二四一七）

王立法の発展」『法制史研究』四九号、一九九九年、一—四七頁ほか。

二 古き良き法

(一) 一九世紀の支配的学説とケルン

(1) 「ケルン」

グラウスは言う。「歴史家が真空地帯で仕事をしていないこと、すなわち歴史家自身が時代の出来事によって多様に捉まられていることは自明の理である。尤もこのことは、必要とされている認識の中の初歩的なものの一つにか過ぎない。歴史像は、歴史家はその影響下で執筆している、同時代の色々なファクターによってのみ左右されている訳ではないのである。私がやりたいことは、このファクターの多様性を、すなわちそれぞれの研究が「依拠している」史料の有り様や、研究方法、研究を方向づけているモデル像の様々な変化が共に作用していることをドイツ中世国制史を例にして説明すること、すなわち多くの核心的な問題に関係した史料在庫がずっと以前から知られていたり、方法上の変化や時代の考え方の影響が特に目立つが故に注目し値する特殊領域を例にして説明することである」(⑥ S. 529-530)。

グラウスがこのような問題意識に基づいて断片的にはあるが取り上げている概念の一つが、「古き良き法」である。

① 「ケルンは、いわゆるゲルマン法を論述の前面に押し出し、客観的に存在する一つの秩序、すなわち不文では

あるがそれにも拘わらずしかし不変の秩序としてそれを描き出した。この見解は、社会の上存在する法、つまり全ての人に拘束力を持つという意味なのだが、そういう法の見方から出発している。全「国民同胞」の法感情と同一視されている「良き古き法」が侵害された場合には、いわゆる抵抗権が侵害を被った関係者に当然に帰属すべきものとされた。良き法は古いと感じられるものでなければならなかった。ここでも連続性が歴史像の土台になっているのである。⁽¹⁾良き古き法全てがそれ程きちんと作用しなかったのは、法のせいでも国民のせいでもなく、「法を」実現するさいの「技術的欠陥」のせいであるという。前提にされている法はゲルマン的なものであり（カノン法や継受されたローマ法は無視されている）、⁽²⁾その法が中世の諸世紀を相互に結びつける。「この定数は」一九四〇年代にはつきりとした形を取った学説の重要な要素であった。非具象的な民族精神は「法感情」の中にその天然の中心を見いだした」(⑥ S. 555)。

② 「F・ケルンは、一九世紀の様々な構想よりももっと簡潔に、法をドイツ国制史の型押し定数 (prägende Konstante) と呼んだ (すでに歴史法学派がこのテーゼを堅持していた)。ケルンは、民族感情としてのコンセンサスなど極々限られた形で且つ特定分野にしか存在していないことなどおかまいなしに、この法を、勘違いでしかない (verneinlich) 「民族感情」と同一視した。それぞれの時期に、色々な点で、何が法か何が適法かということについて矛盾する考え方を確認することができるのであり、単一の「民族感情」という前提などお伽話の世界の話である」(⑨ S. 555)。

③ 「差し当たりケルンの諸テーゼは、まだぎりぎり支配的学説と一致させることができた。様々な連続性を根拠

に、ハインリッヒ・ミッタイス (Heinrich Mitteis 1889-1952) は、レーエン制の新しい像を、ゲルマンの影響とローマ、教会の影響とのジンテーゼとして作り出した。帝国が一九一八年に崩壊したことに結びつく動揺は、諸見解のいかなる直接の変更も生じさせなかった。理想像は変わらないままであった。しかしいよいよ目立って、重点が、抽象的「国家」から、思い違いの上でしか具体的でない民族 (das vermeintlich konkrete Volk) にずれていった。この傾向は、国制史の中ではつきりと追跡できる」(⑥ S. 555-556)。

(2) 「コンセプト、特に連続性」

最後の③にある支配的学説とは一九世紀ドイツで作られた見解のことである。グラウスがこれに関係して最初に取り上げているのが歴史法学派である。

グラウスは言う。フランス革命後、「人間や理性の一体的発展 (die einheitliche Entwicklung der Menschheit und der Vernunft)」(⑥ S. 534) のテーゼを掲げた啓蒙思想のそれに代わる中世像が模索される中で、⁽³⁾「実定法をめぐる戦いが一つの態度決定の直接のきっかけを提供した。先行の理論が、歴史的に成長した法を直ちに絶たれるべき「旧弊」と考え、自然法的に基礎づけられた「理性」法を主張していたのに対して、法の歴史的生成を参照するよう指示がなされ、任意に且つ「歴史とは無関係に」法を制定する権限に疑問が呈せられた。法が長期間継続して妥当していること(「良き古き法」)が全ての法の基礎であると宣言されたし、「歴史的」というのが名誉称号として理解された。連続性 (die Kontinuität) の証明が、研究の関心事であった。基本法(一八世紀の *Lois fondamentales* — *constitutionnelles*) によって支配者の恣意を制限しようと努力した成文の諸憲法の中には (in geschriebenen

Konstitutionen) もはや解答は求められなかった。憲法(国制・Verfassung)が歴史的な諸力の自由な競演の自然の果実(gewachsenes Ergebnis)として解釈された。憲法(国制・Verfassung)の概念はこれに伴って拡大され⁽⁴⁾と共に「国家的生活」の分野にのみ結びつけられ、経済的社会的な生活という他の重要な分野との間には仕切が立てられた。立法や支配形式の連続が追求され、称揚された」(⑥ S. 539-540)。

グラウスの記述を先取りすれば、引用文中の拡大された概念としての„Verfassung”とは、「昔の憲法(Konstitution)」よりは広く、「社会(Gesellschaft)」ほど包括的ではない、そして「国家的生活の優先から出発する」概念であると定義できるようである(⑥ S. 548)

グラウスは、次に、フランス支配からの解放戦争を契機にして強まるドイツの国家統一という世論に係わり歴史における民族(Volk)と国家の問題が浮上するなどする中で、「変わることなく活動する民族精神(Volkgeist)」と「それぞれの時代にその独特な固有の価値を付与する時代精神(Zeitgeist)」との対抗作用を赤い糸にして歴史現象が捉えられ、「希望であり夢であるドイツ統一を先取りする皇帝時代」が賛美される一方、過去の「内的発展」の研究や「人間の自然権を歴史的に生成した権利に調和させる」研究の必要性が認識されるまでの動向に言及し、さらにその研究のためにドイツ語圏だけで通用する概念「国制史(Verfassungsgeschichte)」に市民権が与えられ、「支配の諸形式に関係する全ての局面」を明らかにする使命が割り当てられた、と述べている(⑥ S. 541-544)。

成文ドイツ憲法(Verfassung)がまだなかったこともそのことに恐らく影響しているであろう、とグラウスは言う。「統一ドイツ憲法(Verfassung)のあるべき像を現実のものにするためには、その像を歴史に係留することが試

みられなければならなかった。つまり歴史を淵源にする憲法 (eine historische Verfassung) が作り上げられなければならなかったのである」(⑨ S. 545)。

「かくして研究方向を基礎づける一つの理想像が作られた… 羈束的・規定的であるために、つまり現代に影響を与えるために、諸制度 (Institutionen) は長期にわたって機能するものでなければならぬ、つまり国民 (Volk) の「性格」(「本性 (Wesen)」) を源にするものでなければならぬ。連続性は全ドイツ人 (ひよっとすると全ゲルマン人) に妥当しなければならぬ、つまり連続性はそのことによつて個々の実定法や実定憲法から区別されなければならぬ。連続性は様々な生活領域を捉え (規定する、と勘違いされているが) なければならぬ、つまり生活の個別分野を相互に矛盾なく結びつけ、一つのシステムを作らなければならぬ—そしてそのことによつて生活の個別分野を必ずそうあるものとして調和させなければならぬ」(⑥ S. 545-546)。

(3) 「狭義の国制史」

グラウスは、続けて、こうした動向が「過去のいわゆる国家的生活」の問題に研究の全体的な関心を集中させていく。 „Deutsche Verfassungsgeschichte, 8 Bde., 1. Ausg. 1844-1878” の大作をもにしたゲオルク・ヴァイツ (Georg Waitz 1813-1886) の名前と結びつけられる「言葉の狭い意味での国制史」が始まる、と述べている (⑥ S. 547)。「狭い意味」とは何かについてグラウスは説明をしていないが、以下の記述からして、立憲制あるいは統一ドイツ憲法という、法律学が特に強く関係する枠組みの中の「国制史」ということであると思われる。

① 「ヴァイツの叙述の出発点は、勘違いでしかない、タキトゥスの時代以来のドイツ憲法 (国制・Verfassung)

の連続性であった。そしてその連続性は昔のゲルマンの（ドイツの）自由に基づいていた。その自由は確かに王制を、それも制限的に認めてはいたが、しかし貴族を知らなかった」（⑥ S. 547）。

② 「ゲルマンの王制は、ヴァイツの場合、近代型立憲王制の諸特徴を身にままとっている。諸国家は貴族のジッペから成立したのではなく、ゲマインデから成立した。そしてその後の発展は、発端部が展開することで際立っているか（かなり一般的に、カロリング時代が頂点と見られている）、あるいはシュタウファー時代が終わって以降最終的にはつきりするような衰退（ないし崩壊）によって際立っている」（⑨ S. 547）。

③ 「全体の叙述は、出来事を決定する民族精神を介して型押しする連続性の仮説（die Annahme einer prägenden Kontinuität durch den Volksgeist）に基づいている」（⑥ S. 547）。

グラウスは言う。「ヴァイツの学説体系は、個々の点で批判されたり色々な修正されたが、研究のパラダイムであり続けた。⁽⁵⁾ハインリッヒ・ブルナー（Heinrich Brunner 1840-1915）の権威的教科書に至るまで、法制史の諸々の教科書は学説を体系化し、厳密に規定された、同時代の法律概念で過去を記述しようとした」。一八六六年のプロイセンとオーストリアとの間の戦争も、一八七〇年から七一年にかけての諸事件も、国制史に影響を与えなかったし、研究の重点は引き続き「ゲルマン時代」に置かれていた（⑥ S. 551）。

（二） 支配的学説に対する批判

（1） 「支配的学説とケルン」

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

九（二四二三）

ケルンの „Recht und Verfassung im Mittelalter” が „Historische Zeitschrift, Bd. 120” に発表されるのが一九一九年、 „Gottesgnadentum und Widerstandrecht im früheren Mittelalter. Zur Entwicklungsgeschichte der Monarchie” が刊行されたのが一九一四年。

グラウスは、「ケルンの諸テーゼは、まだぎりぎり支配的学説と一致させることができた」（本稿五頁）と述べているが、どの点で「ぎりぎり」なのかなど詳しい説明はない。ゲルマン以来の「古き良き法」の連続性という観点やその法を媒介する、「民族精神」と重なる「法感情」というキーワードなどがその判断根拠になっていると思われる。しかし、村上淳一の実に鋭い分析によって明らかにされた、ケルンにおける理想的「国制」としての立憲君主制という核心的論点⁽⁶⁾までをグラウスが意識しているのかどうかは分からない。

(2) 「新しい国制史とそのコンセプト」

二〇世紀に入り、一九世紀に形成された支配的学説は批判されていく。社会経済史などの個別研究や中世後期への研究領域の拡大などが、支配的学説のパラダイムやそれを支えるリベラルなイデーに疑問を投げかけていく。グラウスは言う。

① 「しかし新しい学説の構築は国家の新しい価値づけから出発していない。それは別の観念によって、すなわちいわゆる戦争体験の後遺症 (Nachwirken) や、現代的なものそして「近代的なもの」を拒絶することによる、不滅であること——民族的であること (Unverdorben—Völkisch) の礼賛、青春 (Jugend) と絆 (Gefolgschaft)」、それらに結びつけられた誠実および指導者の観念によって支配されている」(⑥ S. 559)。

② 「以前甚だしく制度化されていた、国家のコンセプトが人格化され始め、「優れて有能 (starke)」でカリスマ的な人格に合わされ始めた。つまり思い違いだけの (vermeintlich)、初期中世国家の土台たる従士制 (Gefolgschaftswesen) が再発見されたのである。「それが存在したことは」絶対に間違いがないと断言される、国制の土台である従士制は、戦いや征服の賛美と対応していた。従士制は、その理想化されたところによれば、単純な服従や恥ずべき物質的利益に基づいてはいず、主人と従士 (Gefolgherr und Gefolgsleute = „Führer und Mannen“) を相互に結びつける、勘違いでしかないゲルマン的誠実 (auf einer germanischen Treue) に基づいていた」(⑥ S. 559-560)。

ゲルマン人の私生活や公的生活を決定的な形で規定してたとされる宗教観念の発見の作業が、これに加わる⁽⁷⁾。かくして「国制の新しい解釈は進歩した。その解釈は一方では王制の神聖化 (Sakralisierung) の中に、他方では貴族の神聖化の中に現れている。国王の地位を根拠づける、王制の相伝のカリスマ (Erbcharisma) を証明しようとすることが試みられた。「ゲルマン的神聖王制 (das germanische Sakralkönigtum)」の意義を証明しようと夢中で努力された」(⑨ S. 562)。

「全ての強制が、いわんやゲバルト (Gewalt) など、新しいカリスマ的王制像から消えてしまった。全「ゲルマン貴族」へのカリスマの拡大は、重大な結果を惹き起こした。その地位も、いわゆる「ジッペの血統上の神聖」に基づくものとされ、国王によって与えられた特権 (乃至は王権の篡奪) や所有 (グルントヘルシャフト) によるものはされなかった」(⑩ S. 562-563)。

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

(3) 「新しい連続性」

グラウスは続ける。「新学説によれば、貴族のジッペは最初から特別の地位を持っていて、国王のヘルシャフトと貴族のそれとの間には基本的な違いはなく、共に等しく、「本来的」なものであった。王制と貴族との二元論は、新しく発見された連続性を特徴づけずにはいかなかった。カリスマ的なゲルマン貴族はすでに民族大移動の前から身分として分離していて、定数 (Konstante) として全歴史を支配した。それは、まさしく歴史の要であった」(⑥ S. 563)。

(4) 「支配的学説との違い」

グラウスは言う。「貴族が本来的なものであり、貴族のヘルシャフトと国王のそれとの二元論が全く最初から領域を支配するのであれば、昔のパラダイムの「古自由人」は必然的に過去から消えざるを得ない。それは、もはや新しい像に合わないのである。中世の自由概念は、一九世紀がそれを理解していたようには、一般的政治的自由の観念と合致しないという正しい認識から出発して、やがて、古自由を否定し、それは本来的なものではないという研究方向が作られることになった。カロリング時代の史料に（そしてその後にも）存在する自由人は、以前にそう考えられていたように、かつて一般に広く存在した古自由人の子孫ではない。彼らはむしろその自由を後の時代になってようやく、国王勤務によってかあるいは開墾によって獲得したのである（いわゆる国王自由人と開墾自由人）。そもそも最初からゲルマン貴族を知っている社会では、自由はヘルシャフトによって初めて創られざるを得なかったのである。自由は、「本来的」であることはひきなかつた」(⑥ S. 564)。

(5) 「オットー・ブルンナー」

カリスマをベースにした歴史像が形作られるのは一九四〇年頃であるが、そのカリスマをベースにしないという点で、新しい国制史の中に別の流れを作り、一九四五年以降その影響力を決定的なものにしたのがオットー・ブルナー (Otto Brunner 1898-1983) である、とグラウスは言う (⑥ S. 566, 568)。

① 「彼の叙述は、古い (思い違いの上でだけ本来的な)、貴族と王制との二元論の上に組み立てられているが、しかし従来一般にそうであったようにゲルマン初期には関係づけられてはいず、彼が法共同体 (Rechtsgemeinschaft) として理解している、中世後期のラントに関係づけられている。このことは、それまでの叙述で度々典型的な衰退現象として描かれていたランデスヘルシヤフトの新しい評価を完全なものにし、中世後期にまで国制史を広げることが可能にした」 (⑨ S. 566-567)。

② 「ブルナーの出発点はゲルマン諸国家ではなくて、フェーデ制であった。このことは偶然ではない。昔の研究は、それを、つまり騎士の自力救済権を恣意の権化、全秩序の衰退の具現と考えていた。それに対して今やそれは抵抗権に係わる合法的な制度として証明されるべきものとされ、フェーデ制を非難するのは中世的観念を誤解しているためだとされた」 (⑥ S. 567)。

③ 「オットー・ブルナーにとって、中心概念はもはや先行研究のそれ、つまり国家ではなくて、ヘルシヤフト、すなわち中世を正当化する土台 (der Legitimationsgrund) であった。もはやゲルマーネントウム (Germanentum) ゲルマン風のもの) あるいは初期中世ではなくて、中世盛期がドイツ国制史の鍵となる時代であった」 (⑨ S. 567)。

④ 「ブルナーも連続性については間違いないものとして主張しているが、しかしゲルマン的連続性ではなく、

(とりわけ後の作品においては) 王制と貴族との二元性の連続性、つまり歴史を幾百年にもわたって特徴づけ、歴史をある確かさで不動たらしめる、「古きヨーロッパ (Alteuropa)」の基本的メルクマールの連続性である」(⑥ S. 567)。

⑤ 「一九世紀の法概念、国制概念は「時代の制約」を受けており、中世の諸関係に当てはめることは許されないということにはつきりと注意を喚起した功績はブルンナーに帰せられるべきものである。新しいコンセプトは、中世後期の国制史のための土台を作りだした。しかしまたそれは、中世後期にまで広げて、状況をハーモニーなものにした。中世後期は (昔の叙述にあるように) 恣意やアナキーではもはやなくなった」(⑥ S. 567)。

グラウスは、続ける。「ヘルシャフトというコンセプトは、臣民たちも全てを全く自然で合法的だと見ていた、ということ請け合った。(不満や不平を鳴らすこと、あるいはそれどころか革命や蜂起さえもせいぜい歴史の運転事故と見られた)」(⑥ S. 568)。

(三) 現 状

(1) 「研究の新たな進展」

本章で取り上げた論文⑥が公にされたのは一九八六年である。グラウスは、この時点における学界動向に言及している。

① 二〇世紀の国制史は一九世紀の歴史像をそのイデーを含めて批判するだけでなく、新たに得られた個々の歴史認識を整理し新しい歴史像を作り上げる努力を重ねているが、一九四五年以降は、僅かの例外を除いて、その学説

と時代状況との多様な結びつきが故意に触れられないままにされ、「実証済みの方法できちんとした仕事をする事の必要性が強調されている」(⑨ S. 569)。

② しかし学説内容に対する疑問や批判の声は鳴り止まない状況で、ジッペ、ゲルマン的誠実、貴族の連続性、国王自由人、開墾自由人、王制のカリスマ性、そして「社会の上を浮遊する統一的法」、ゲルマーネントウムなどの最も基本的なあるいは基本的な諸概念が批判的に検討されていて、一九四〇年以降作られた学説体系がそのままの形では維持できない状況になっている(⑥ S. 571-572)。もちろん民族精神や時代精神など一九世紀の国制史の諸概念も、もはや使えない(⑥ S. 573)。

(2) 「新しいパラダイムの追求」

① 墓地の研究などの考古学、社会学、アナル派、マルクス主義、構造主義 (Strukturalismus) も大きな影響を与えるまでには至っていないとグラウスは述べる一方で、精神史 (Mentalitätsgeschichte) に対しては期待を、歴史人類学 (historische Anthropologie) に対しては疑問を表明し、様々な具体的な繋がりの関係の中における個人の研究 (prosopographische Methode)、資料用語の研究に言及して行く(⑥ S. 574-578)。

② 電子工学が拓げるであろう研究の可能性に触れる一方、研究がアトム化する危険や研究の重点が中世後期に移っていることを指摘し、個別的な歴史認識を総合化する場合には「理想像 (Lietvorstellung) が変化するものであることを心に止めて忘れないこと」を強調する(⑥ S. 578-580)。「我々も、過去の歴史家がそうであったように、現代という時代の流れによって影響されている。この流れを全く無制御に作用させない唯一のチャンスは、せめて部分を

的にでもまた不完全にでもその流れをありありと思ひ浮かべようとするのである」(⑥ S. 580)。

③ 個人はもはや社会や国家との調和の中においてではなく、むしろ対立の中で捉えられている。文明の「悪平等主義」に対する不快感が広がり、勘違いでしかない、不滅であること―自然であることの価値が上がったりしている。人間の基本権、特に生命や自由についての権利に対する関心が高まっているし、女性史の問題が新しく発見された(⑥ S. 580-581)。

④ 社会や過去の時代の「民族共同体」よりは「より小さな」ゲマインシャフトが、過去の時代の「祖国」よりは「故郷 (Heimat)」の概念が今注目されている(⑥ S. 581)。国制史研究は、その基本概念のあり方を含めて、以上のような、レンズのいろいろな変化の影響を受けざるを得ない。連続、非連続をめぐる議論は、西ドイツではこの一〇年程、一八七〇／七一年乃至一九一八年以降の時代や直接的な政治的観点に集中している(⑥ S. 582-583)。

(3) 「基本概念、特に法概念の吟味」

こうした史料的基础の拡大、方法上の進歩、理想像の変化で昔に課題とされていたことがどう新しく解決されるのか、その処方箋は誰も提供できないが、いろいろある解決の可能性を議論の俎上に載せることはよいであろう、とグライウスは述べた後、他の学問分野との共同作業の中で、「それでもって従来作業がされていた基本概念の吟味が私には焦眉の問題であるように思う」と続け、自由や国家、Nation の概念の複雑さについて改めて言及している(⑥ S. 583-584)。

「言及された諸概念は、歴史研究全体にとって基本的に重要なものである。国制史はその上なおいくつかの基本概

念の独特のアンビヴァレンツ（一方では輪郭線が無くなっている「のに」、他方ではそれ無しに済ませない）に見舞われている。そのことが真つ先に当てはまるのは、度々ひどく酷使された法概念である。法概念は、昔の研究には、何か全く明確なもの、つまり正確に限定可能なものと思われていた。この考え方がいかに根本的に国制史のコンセプトを規定していたかを、私はこの論文で明らかにしようとするのである。最近の法制史研究は、こうした国制史とは違って、全ての法観念に係わる観点の問題を至極当然に強調している、つまり法観念の正当化機能に注意を喚起しているのである。中世法が体系性を欠いていることや、どのような体系化も困難であることははっきりと認められている―クレツシエルは中世法の「規範的性格」（ないし「一般的性格」）を最近否定したが、私は全く正しいことだと思う。もろもろの用語が巧く選択されているかどうかは問題にできても、中世法の統一性に係わる昔の見解がもはや維持できないことには変わりはない。だが同時に何らかの形の、法の一般的な諸観念が存在していたことも明白になっている」（⑥ S. 585-586）。

(4) 「ヘルシャフト」

グラウスは言う。「中世国制史の現代的中心概念、つまりそれを持つことで国制史の全ての問題を解く鍵を正に手にしたと思いきや、実は「ヘルシャフト」の場合、事情がもつれている。当時、ヘルシャフトのコンセプトは全てのゲバルトを過去から簡単に消し去ってしまうことに役立つていた。中世が、正しいゲバルト若しくは不正なゲバルトとヘルシャフトとの間を区別しているにも拘わらず、新しいヘルシャフト概念は一切の違いに漆喰を塗り、あらゆるゲバルトや恣意を正当化するのに役立つたのである。中世そのものがこの種のヘルシャフト概念を知らなかった

ことも注意されなければならない」(⑥ S. 586)。ここでもクレツシエルの関連論文が肯定的に引用されている。

(5) 「国制」

国制という概念を引き続き用いるべきか否かという問題も、グラウスは出している。「国制史が社会構造史 (Strukturgeschichte der Gesellschaft) の一種として理解されるのであれば、それは歓迎されるべきである」が、個別領域としての「国制史」の必要性は感じない、とグラウスは言う。個別領域への歴史分野の「分割」ではなくて、むしろ諸領域の総合ということがグラウスの念頭にはあるようである。

社会構造と言っても、「構造」そのものから出発することはできないのであって、そこでは構造を組み立てる諸要素やメカニズムの分析が当然のことながら先行しなければならない (⑥ S. 587)。

基本概念を厳密に規定するには、意味の変化を研究すること (概念史) だけでは足りない。それは、幅広い時代的地理的枠組みでの比較研究によって初めてできることなのである。その作業は史料から出発するのであって、型や規範、自明のものとされている構造などから出発するのではない。基本概念の厳密な規定は具体例でしか例証できないのである (⑥ S. 587-588)。グラウスはこのように言い、次のように、⑥の論文を締めくくっている。

(6) 「セルフコントロール」

「歴史学のどの作業も史料から出発しなければならないとすれば、それで過去を捉え結論を出すことができる方法や概念を同時に探さなければならぬ。その際、歴史家は常にセルフコントロールをしなければならぬのである。何故ならば、同時代の様々の理想像が、歴史家の見解や、歴史家が「活用できる」[概念・理論・方法などの]「手段」

全てに幅広く参与しているからである。その歴史家の先達たちの場合にも正にそうであったように、そしてまず間違
いなく後輩たちの場合にもそうであるように」(⑨ S. 588-589)。

(1) 連続性の問題については、取り敢えず増田四郎『独逸中世史の研究』勁草書房、昭和二六年の三頁以下、第一「古ゲルマ
ン文化連続性の問題」を参照。連続性というのは、一つにはローマ文化とゲルマン文化との間の連続性のことであり、もう
一つはゲルマン古代とゲルマン中世の連続などゲルマン文化自体の自己発展、すなわち「ゲルマン的連続性(Die
germanische Kontinuität)」であるが、グラウスが問題にしているのは後者である。

(2) 私は、今のところ、「良き古き法」の概念を、理念的意味においてではあるがゲルマン的キリスト教的概念として理解
している。拙稿「ヨーロッパ中世法の性格をめぐる最近の論争に関する覚書——F・ケルンの理論とその特徴——」『新し
い歴史学のために』一五五号、一九八〇年、同「Fritz Kernの法思想」八木鉄男・矢崎光圀編『近代法思想の展開』有斐閣、
一九八一年所収。但し両論文とも二〇年程前のものであり、再吟味の必要があるかもしれない。継受されたローマ法につい
ては理念的な面に限ってみても「良き古き法」の概念の構成要素になっていないと考える点については、私もグラウスと同
意見である。

(3) グラウスは、次のようにフランスの状況について述べている。「フランス革命はその間接的、直接的影響によって、つま
り数多く存在する特権を問題にしました貴族の諸権利(droits féodaux)を廃止することによって激変を惹き起こした。貴族
の権利の歴史的正当性(もちろん様々な「主権者(Souveräne)」も)は全ヨーロッパで政治問題化せざるを得なかった。
どの根本的な動揺でもそうであるように、フランス革命にもある範囲で、過去の中に安全な砦があると妄想する、ノスタル
ジーの波が後に続いた。それで利益を得たのは特に、全員が自分の状態に満足し、全てのヘルシャフトが自然で自明の存在
と考えられていた「ハーモニイの」時代としての中世という見方であった。「中世的」という用語を、停滞、野蛮、迷信に
よる無知の同義語として役立てていた啓蒙の場合とは逆に、いわば個人や国民のハーモニイの砦という美化された中世像が
成立した」(⑩ S. 538)。

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

一九(二四三三)

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

二〇（一四三四）

(4) この“Verfassung”の概念は、「法的、社会的、政治的観点で、民族 (Volk) を、その競技ルール (Spielregeln) が全てに妥当するはずの「統一ゲマインシャフト」に成形した」という (⑨ S. 540, Anm. 30)。

(5) ヴァイツの業績に対するグラウスの評価は高い。ヴァイツの「叙述の基本諸観念は確かに一九世紀のリベラルな、憲法に基づく立憲国家の理想によって、すなわちリベラリズムと歴史を淵源にする法の承認とを相互に調和させようとする努力によって特徴づけられる。だがこのことは次の点を何一つ変更するものではない。ヴァイツが、全く深い史料知識と極めて厳密な分析とに基づく偉大な作品、その後の研究の全てがその基礎にし、今日もなお利用者の全てが高く評価して手にするであろう偉大な作品を著したということ」(⑨ S. 547)。「ゲオルク・ヴァイツの“Deutsche Verfassung”は、方法上の進歩、つまり史料の開拓による研究の一層の発展に協力するための一つの模範例であり—そして理想のイメージの意味に係わる一つの模範例である。ヴァイツの基本諸観念は時代の理想に十分に合致していて、また知られている全ての史料を考慮し且つ説得力を持って解釈をしているので、それら諸観念はヒストリオグラフィ (Historiographie) の新しいパラダイムになった」(⑨ S. 548)。

(6) 村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』東京大学出版会、一九八〇年、二一〇頁。

(7) 全く違う宗教観念を発見できると考えていたそのことが、当時、“das Heil”と呼ばれていたと言っ (⑨ S. 561)。

三三 ゲバルトと法

(一) プラハの春

(1) 「なぜ、ゲバルトと法なのか」

④の論文は、グラウスが一九七三年にバーゼル大学に講座を得たことを記念して行われた講演の記録である。記念講演の場合狭い専門領域を超えた大きなテーマを取り上げることが求められるが、歴史的考察が実際に支持されるの

は、人が時代の中で方向を定めたり社会の中で態度決定をするさいに、その人に力を貸すよう尽くす場合であると考えているので、逃げずに、「全 (gesamt) 歴史学」の課題である「意味の探求 (Sinnsuchen)」に係わる問題を扱うことにする、という趣旨の話で講演は始められている (④ S. 7)。そして次に、なぜテーマをゲバルトと法にしたかが言及される。

なお、グラウスはこの論文に注を付けていない。そのために具体的に何を、誰を念頭に置いて発言しているかの確認が難しい。またゲバルトという用語は、殆どの場合、暴力、無法、力、強制の意味で使われているが、政治的な支配力・権力の意味でも使われているので、以下、基本的に、ゲバルトをいちいち日本語に置き換えることをしていない。

① 「人間が過去や現在について深く省察したり、未来を構想するようになってからこの方、人間は、理想命題が声高に告げられても、それは「現実 (Realität)」においては不完全にしか実現されないか、あるいは事柄の進行に対してどのような影響も全く与えられないままである、という事実に基づからざるを得なかった。一般的抽象的な正義観念が形成され始めるや否や (それは「人間」に生得のものでは絶対になく、発達の非常に後の段階で苦労して得られたものであるが)、正義というのは軽蔑され、この世の権力者によってすげなく拒まれ、それによって何一つ変わることはないのだが、憤激を持って、抵抗によって権力所有者に突き付けることができる単なる理想命題でしかないという認識が始まった。そうした憤激を文献上確認できる形で最初に代表している人たち、すなわち旧約聖書に出てくる予言者たちがすでにこの経験をしている」 (④ S. 7-8)。

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

二二 (一四三五)

② 「予言者が、そしてまた道徳的あるいは社会的公準を擁護して闘う者がその同時代人 (*Zeitgenosse*) に対する批判を掲げて予言者の後を継いで、理論的に承認済みの理想命題を同時代人たちに向かって持ち出した場合——その場合には、歴史家の前に、過去 (*Vergangenheit*) を評価するというレベルで、すなわち歴史家が避けることができなない評価のレベル・最近の歴史記述がこの事実を無視しようとしれば努力してもそうはできない評価のレベルで要求と現実との間のアンチノミーが出現することになる」(④ S. 8)。

③ 「かくして私は、歴史における法とゲバルトという古めかしい問題を提起する以上、——「そのことが」ある意味で時代遅れ (*unmodern*) だと認めるのにやぶさかではないのだが——、中世にあつて「異端者」と告発されたのと殆ど変わらないぐらいに今日学問上恐れられている「*unmodern* という」付加語形容詞を背負うことになる。しかしながら私は、ある状況では、一見「現代性のないもの (*Unaktualität*)」、——「現代性のないもの」においては今日の流行 (*das Modische*) が明日の新しいもの (*das Neue*) に犠牲として捧げられるのだが——、そうしたものに向かう勇気を奮い起こさざるを得ない (*muss*) と考えている。流行と言うことでは、それがせわしなく追い求められる中で、古くさい分かり切った事柄に流行りの言葉衣裳を着せること、つまり「社会科学の哲学化」というかつての挫折した試みを表現スタイルの「哲学化」で置き換えることで人は満足せず、問い掛けを無理に退けたり取り留めない表現スタイルを取ることで無知を悟られないようにと願っているのである。

それというのも大きな問いはどの世代でも繰り返されるし、全ての時代がそれと取り組まざるを得ないからである。我々が自分たちの先輩の解答を単純に引き継ぐことができないのと同様に、我々の後輩も我々の答案を拒むであろう。

後輩たちは新しい方式で、つまり自分たちのやり方で大きな問いと戦わなければならないのである。我々が引き継がせ伝えることができるもの、そしてそうしなければならないものは、有意義な問い掛けである。我々が賛成できるのは、かつての答案や古い手本の参照を指示する飽き飽きするような保守主義ではなくて、未解決の問題を素直に未解決の問題だと言える勇氣、方法多元主義や自己限定についての・あるいは似たようなキャッチフレーズで出て来る全てのものについての、学が有るように聞こえるけれどもしかし無内容なお喋りによって掻き消されない勇氣を奮い起こすように誘うことである」(④ S. 8)。

(2) 「プラハの春」

「思うに、私の問題の立て方には、決定的と言える程に、私の世代や私の故郷の体験も与っているだろう。間違った歴史的な道が存在するのだという苦い認識、時代の感情によって燃え出した常套句に酔いしれた後の興醒め、必要な場合には、彼ら自身が説いている法の最も根本的な諸規定を無視する用意が何時でもできていてそのことを良しと認める手先を何時でも見つける権力者や、「諸々の現実 (Realitäten)」を是認する用意ができていた傍観者が一貫して良心の咎めを感じないことへの幻滅。一見時代に合わないものや時代遅れのものに向き合う勇氣というのが意味しているのは、人が帰りたいがらない過去に対するノスタルジーではなく、現代に対する批判的距離である。この批判的距離を保つべく努力がなされるならば、マハト (Mahat) と法との古い対立関係が今日も生きているということや、歴史家は自分の研究対象からして、良く弁えている自分の利益のために政治家がそうするようにには簡単に過去を忘れることができないので、その対立関係が歴史家に意見の表明を繰り返し強制するということに人はやがて気づくので

ある」(S. 8-9)。

文中にある「私の世代や私の故郷の体験」とは、直接には「プラハの春」⁽¹⁾の前後のそれであろう。一九三九年に行われたナチスドイツによるチェコスロバキアの解体という出来事に対するグラウスの反応は、どの作品からも直接に読み取ることとはできない。

チェコスロバキアは、第二次世界大戦後の一九四六年共産党が事実上単独で政権を掌握した後、ソ連に依存しながらもソ連とは異なる社会主義の道をたどる。しかし一九四七年春から夏にかけて米ソの冷戦が本格化し東欧の国際環境が厳しさを増す中で、「スターリン型社会主義」の導入が一九四八年二月以降進行し、また処刑を含めた粛清が猛威を振るう。

一九五三年のスターリンの死に伴う国際情勢の変化の中で、チェコスロバキアでは緩やかに非スターリン化が進む。粛清裁判の見直し、市場経済の導入、言論の自由化、社会主義の発展や人々が完全な平等社会のもとで豊かに暮らせる共産主義社会の実現を目指す「行動綱領」の採択、改革路線を支持する「二千語宣言」の発表とそれに対する賛同署名の広がり。一九六八年、「プラハの春」がチェコスロバキアに到来する。

(3) 「厳冬の中の知識人」

一九六八年八月二〇日の午後一一時頃、改革の進展に不安をつのらせたソ連、東ドイツ、ポーランド、ハンガリー、ブルガリアの連合軍がチェコスロバキアに侵攻を開始し、翌日に全土が占領され、時計の針が逆回転を始める。藤村信は、一九七一年の「パリ通信」で、「プラハの春」の時代に活動した文学者で共産党を追放され、パリに住んでい

た青年の話を伝えている。

「プラハの春は、もう誰も口に出してはならない不吉な思い出となりました。昨日の正義は不正となり、合法は非法となり、軍事占領は兄弟的援助となりました。……。わたしは、一昨年、プラハで会った知識人が、厚い眼鏡のかげで、目をしばたせながら、「われわれはこれから、かのように生きていかなければならないでしょう。占領などなかったかのように、プラハの春はなかったかのように」⁽²⁾。

大学から追放された教授は、三〇〇人近いという。藤村は言う。「異端審問の数ヶ月のうちに、チェコスロバキアの学術水準は、後進国の水準なみに低落したといっても、言いすぎではないでしょう。大学再編の名のもとに、実は「好ましからぬ人物」を追い出すための学部併合、講座の廃止、研究所の閉鎖が相次いでおこなわれました」「チェコの知識人が支えたこの国の文化は、宗教改革からオーストリア帝国の支配まで、コメニウスからマザリマークまで、ミュンヘン協定の分割からスターリン専制まで、歴史の荒波にたえて、よくその一体性を保持し、国民的復活のとき
の源泉となりました。偉大な遺産は、ひとにぎりの狂信的な異端審問官が威力をふるう、あべこべの「文化革命」によつて、ほろぼされかけているのです」⁽³⁾。

(4) 「グラウス」

グラウスがこの厳冬のプラハでどのような境遇にあつたのかは分からない。「フランティセク・グラウスは、プラハの春が突然に終わりを告げた後、一九七〇年から一九七二年まで「ドイツの」ギーセン大学で中世史、ドイツラント史講座を占めていた。今はバーゼルで教えている」と、ある書物⁽⁴⁾は記述している。一九八一年一月一四日で

六〇歳になると書かれているから、出生年は一九二二年、プラハの春の時は四七歳。

グラウスとギーセン大学との最初の接触は、一九六二年五月。グラウスはギーセン大学で「ドイツ国制史とスラブ国制史?」というテーマで講演をし、「修正派マルクス主義」的な (revisionistische) 考え方を披瀝したようである。その当時のグラウスは、プラハの「チェコスロバキア科学アカデミー中世史教授」。

グラウスとのこの接触は、中東ヨーロッパにある隣の国々の歴史家たちとの密度の濃い実り多い共同研究のきっかけになったという。グラウスは、この功績により、一九六八年一二月、ギーセン大学文学部から名誉博士号を授与されている。

グラウスの研究テーマは、大きく分けると、「マハトとヘルシャフトの関係」「社会とその構造」「伝承と歴史記述」であると、この書物は伝えている。

(二) 中世におけるゲバルトと法

(1) 「キリスト教のコンセプト」

以下は、グラウスの見解の要約である。

① 中世の知識人は、法と政治的現実との対立に係わる問題についてもカトリックの考えに支配されていた。キリスト教のより古いコンセプトは、世俗の歴史を不幸と誤謬の歴史として厳しく批判し、キリストの再臨による歴史の終わりをじりじりしながら待つというものであった。特に聖アウグスティヌスは世俗の歴史をキリスト教的に意義づ

けしようとしたのだが、その場合でも或る種の終末論的なトーンはその歴史理解から消えていない(④ S. 9)。

② 中世の歴史家は自分を、古代の歴史家のように、過去や現代を裁く公正な裁判官とは思っていなかった。歴史家は決め手の言葉を持ってはいなかったのである。最後の審判は神に委ねられていた。「法と正義は来世でようやく、つまりこの世の終末に最後の審判で勝利するであろう。最終判決は絶対に正しく「それぞれの罪人に」相応しいものになるだろう。だから暴君や人殺しは時間の止まる時まで自分たちがしたことへの償いをするであろう。そう考えることで人は自らを慰めることができた(それに対して我々は、何十万人もの無辜の人間を殺した者が「罪を免れ」た、という思いの前で途方に暮れて佇んでいる。それどころかこの罪人に、幾分なりとも相応しいどんな「刑罰」も思いつけないでいるのだ」(④ S. 9-10)。

「現世のこうした涙の谷では、不正義、つまりゲバルトが支配し、貧しい人々(die Armen)は抑圧され、弱者たちは持ち物を残らず奪い取られ、義人(die Gerechten)は誹謗され嘲笑される——これが、我々が中世の写本の中で再三再四それを読むことができるような、説教者やモラリストたちの広く流布していた見解なのである。こうした現世は嘘と不正義の世界、悪意と残酷の世界である。愛する真理よ、何故汝は我々をも見捨てたのか、何故汝は天国へ行ってしまったのか。チェコのリードはこう尋ねている。そうすること、一般的に広がっている感情を表現しているのである」。この認識の帰結は、僧や兄弟団などの例に見られる隠遁である。現世における真に公正な社会の実現可能性に疑問を抱いていた中世の著述家たちは、この事実によく通じていた(④ S. 10)。

(2) 「ゲバルトと正義」

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

二七 (二四四一)

① 「支配権力 (die herrschende Gewalt) は、四世紀以来、実務と理論で支援されている。使徒の手紙の教えを話の糸口にして、お上 (Obrigkeit) に対する服従が説かれたし、国王の権力は神から導かれた」。この流れはカール大帝やオットーネンの「国家教会制」で頂点に達する。叙任権闘争の過程で、皇帝派のある支持者は「国王のポテスタスは神のポテスタスである。神のポテスタスは自然に由来し、国王のポテスタスは恩寵に由来する」と主張している。カントロヴィッチ [Ernst H. Kantorowicz 1895-1960] の言葉を借りれば、中世後期の国家理論は政治神学を作り出した」(④ S. 10)。

② 正義が地上では引き続き否定されているのに、権力者の前には再三行動の理想命題が差し出されている。神の下以外には真の正義は存在し得ないと繰り返すのと全く同じように、説教者は裁判官や権力者、特に国王に「正しく (gerecht)」あれと倦むことなく求め、君主鑑や、等族用の特別の説教の中でグループ毎の要請を作成している。求められている正義は術語上は真の正義と殆ど区別されていないのに (せいぜい「正しい (recht)」ゲバルトと「不正な (unrecht)」ゲバルトが区別されているだけだが)、具体的な要請ではその性格が、制限的でモディファイされた、人間の習慣に適合的な正義へと大いに変化しているし、またその正義は支配的な慣習法を完全に受容している。国王は特に、「通用している」法 (das geltende Recht) の守護者であり、正義を行うことは公の事柄であった (④ S. 10-11)。

③ この場合、人間の正義が不完全であることが自覚されているので、寛容、すなわち恩寵の概念が調整手段として採用された。不当に抑圧された者にはある程度いわゆる抵抗権が是認されているが、しかしその場合人間の正義と

調和していると大体のところ評価できる社会通念が前提にされている (④ S. 11)。

(3) 「不正義」

① 人間の不平等について熟考され始め、その原因の探求が学識者に委ねられた。しかし、アイケ・フォン・レプゴウ (Eike von Repgow um 1180?-nach 1233?) の場合に見るように、不自由の起源が不当な強制にあることが突き止められた場合でも、「現実」の受容という状況は変わる訳ではなかった。不自由それ自体ではなく、ある限界を越えることが「不正 (ungerecht)」であるとは感じられた。

② ヘルシャフトは不正ではなく、その濫用 (Missbrauch)、つまりある規範 (Norm) を逸脱してそれを行使することが不正なのであった。中世の政治思考は形の上では正義に非常に集中している。その際学識者は神法、自然法、人法 (das Menschenrecht, *jus gentium*) を区別している。それと同時に慣習法が事実上基準になっていた。法律家の言う「事実の規範力 (die normative Kraft des Faktischen)」が完全に貫かれていた (④ S. 11)。

③ 境界が越えられた時ようやく、不正義、つまり暴君について語る事ができた。イギリスのジョン・ボール (John Ball?-1381) やボヘミア人 Petr Chelciky のようなアウトサイダーだけがもっと先に進んで、ボールは、アダムが耕しイブが紡いでいた時に何処に一体貴族がいたかと問うたし、Chelciky は、何故一体全体裁判では平凡な農夫よりも貴族が重きを置かれるのかを知らうした (④ S. 11)。

(4) 「二つの正義概念」

① 理論は、二つ正義概念を作り出した。一つは、人間が近寄れない絶対的正義の概念、つまり人間がその死後に

初めて与る、人類がこの世の終末に与るであろう神の正義であり、そしてもう一つは、現世的正義の概念、つまり慣習法に目を向けている概念で、日常生活のために定められ、人間生活の理想的枠組みを形づくる概念である。全ての抑圧を無くすのではなくて、限度を越えた抑圧だけを無くすという要請はいつも純粹な理論でしかあり得なかった(④S. 11-12)。

② 「正しいゲバルト (legitime Gewalt)」の理論、つまり抵抗権の理論は紛争状態の中で再三登場し、熱心に議論されている。この理論では、貧しい人々や弱者たち、長患いの人々が、理想化されている。キリストの故に堪え忍ぶ人々、殉教する人々、貧しき人々が賞賛されている。人間の不正義、無慈悲の犠牲者は理論の上では理想化されているが、しかし中世の理論家は色々に例外を認めている。裁判や死刑に対する反抗は、異端の徴表であった(④S. 12)。

③ 神学者たちはやがて、正しい戦争と不正な戦争との間を区別した。祖国のために死ぬことは甘美であり名誉であるということを、古代の著述家から学んだのである。

④ 中世の理論家たちの証言を中世像の土台にした場合、特にロマンティックのように、理想化された調和のある像が得られる。盗賊騎士や幾人かの無慈悲な君主だけがこの美しい像を乱すのである。ところがそうではなくて同時代の年代記作者や僧侶の、戦争に対する嫌悪の念、つまり不正のゲバルトや強盗、殺人についての報告を土台にした場合には、無秩序な陰鬱な像が得られる。「それぞれの像 (beide Bilder) は、事柄の一面だけを意図的に描いているのである」(④S. 12)。

(三) 裁判

(1) 「政治と裁判」

慣習法は、確かに、しばしば、ゲバルトに対しては取るに足りない制約でしかなかった。しかし他面、一定の形式を守る努力が通常されている。中世はすでに例えば、成文の規範に基づいて厳格に進められる「政治」裁判を知っていた。以下のことをはつきりさせるためには、ハインリッヒ獅子公やベーメン王 Premysl Otakar II (seit 1253) に対する方式的に正しい有罪判決やジャンヌダルクに対する異端審問裁判を思い出すだけで十分である。

以下のことは、中世が法律構成 (Rechtskonstruktionen) を権力政治的に利用し尽くすこと、すなわち一二世紀初頭に既にベーメン人の年代記作者であるプラハの Kosmas をして敢えて、ドイツ人皇帝ハインリッヒ三世に次の台詞を作品の中で言わさしめた事実を非常に良く弁えていたということである。「法律を司る者は、法律によって御せられない。広く言われているように、法律はワックスで出来た鼻を持っているが、だが国王は、その鼻を思うがままに曲げることができる長い鉄の手を持っている」(④ S. 12)。

(2) 「山賊と裁判」

あるいは次のことを思い起こすのもよい。アレクサンダー大王は山賊を捕らえ、有罪判決を下そうとしていた。ところがその山賊は恐れることなく偉大な王に言って逆らった。「自分は、王ご自身が大がかりになさっていることを、ほんのささやかにしただけでございます」。この話が知られるようになる基は中世にあるのだが、それ以前に、この話を自分の言葉で再現した聖アウグスティヌスは、「正義のない国々 (Reiche) は、大規模な強盗団以外の何物

でもない」と註釈している。民間伝承は、次のように言うことでもっと簡単にこの話を性格づけている。「こそ泥が縛り首にされ、大泥棒が逃がされている」「ゲバルトは法に勝る」(④ S. 12-13)。

(四) 転換

(1) [君主像]

① 開始されたローマ法継受によって促されて、昔の政治神学に代わる政治的法理論が中世後期に発展し始めた時、道徳神学は正義のための説諭を繰り返し、思索する人間は日々の生活の不正義に相変わらず絶望していた(④ S. 13)。

② 宗教的な領域という高い所に据えられていた支配者は、後光を剥ぎ取られた。一五世紀末に外交家で歴史家の Philippe de comynes (1447-1511) はルートビヒ一世に次の言葉で最大の賛辞を送っている。「この国王よりも少なく悪習を身に付けているどのような諸侯も私は知らない」。「国王は、主の油を注がれたお方から一人の指導者 (Verwalter) に変わり始めた。法、正義と権力者との関係は理論的問題 (theoretisches Problem) として認識され、原理的な解決可能性を見いだそうと試みられた」(④ S. 13)。

③ 共和制期ローマの格言「君主は法を免れる」に一二世紀以来手が付けられ、「反逆罪」が蘇り、支配者 (国家) のモラルと普通の人間のモラルというモラルの二重基準が持ち出され、手段と目的、形式と目標という昔の対比が見つけ出された。フォルクの主権 (die Souveränität des Volkes) に関する古代の見解も新たに定式化された。⁽⁵⁾ 政治的法理論が本来生み出されるのは近世になってからであるが、一五世紀初頭のフランスで政治的殺人の正当化が暴君殺

しとして姿を現している。中世には疎遠なものになっていた、古代の思考のカテゴリーがここでも発見されている(④S. 13)。

④ 中世では殆どの場合、権力は人々の身近な所にあつた。一人のヘルがその権力 (Gewalt) を実際に行使するのを、人々は間近で見ることができた。全く全面的な権力要求 (Machtsanspruch) を掲げていたのは聖界権力 (Gewalt) であつたが、しかしその教会が持つ世俗権力に対する原理的な批判が一六世紀には完全に行き渡り、それによつてまた支配権力 (die herrschende Macht) の一部分が問題にされていく(④S. 14)。

(2) 「法の絶対化」

① 中世は、他の時代ほどには、権力 (Macht) と法との対立を解決できなかった。しかしストア学派の古代の学者たちの見解に立ち帰ることで抽象的な正義概念を作り出したし、全ての人間に共通の自然法に関する古代の諸見解を発展させた。自然法の公準はキリスト教徒のためのものであつたが、最も一般的な規則だけは非キリスト教徒にも妥当するものとされた。この理想像は、神学的に形づくられた、中世の知識人たちの言葉でさらに基礎づけられられた(④S. 14)。

② グロテウスと共に主張したもつと後の時代がようやく、「自然法は、神すらそれを変えられない程に不変である」と法律学的に定式化した。それは、神学者が最後には考えることをはばかった法の絶対化の論理的帰結であつた。確かにこの定式化も実務に関係したところでは何一つ変えなかつた。根本的な変革は、全ての人間の法の前での平等を法律として法典化することで始まつた(④S. 14)。

(五) 法制史の古典理論

(1) [„Adelsanarchie”]

① 近代は、ローマ法の観念、つまり統一的な法観念によって型押しされた。そのローマ的法観念が統一性や内在的論理性という要求を掲げつつ貫徹されるや、それは中世に応用され始めた。そのさい中世には殆ど全く馴染みのない統一的理論的法概念が使われた。昔のように諸特権の上に諸権利が基礎づけられるのとは違って、一般的な性格の法原理や原則に基づいて諸権利が構築され始めた。権力 (Macht) は本物の「真空嫌悪 (horror vacui)」の感情を持っていたにも拘わらず、しかし他面で、「自由スペース (Freieräume)」がかなり広い「自由地帯 (Freizonen)」へと広がる傾向を外見上は示していた。したがってローマ的な法思考からすれば、中世は全体として、元々は国王の諸権利であつたものがそこで次第に篡奪されていった「貴族アナキー」の例に見えた (④ S. 15)。

(2) [法制史の古典理論]

① 今日「古典的」と呼ばれる理論を一九世紀に最終的に作り上げた法制史も、やがて、この道を歩んだ。公法と私法との綺麗な区別を伴う構成原理が史料の中で確認できると考えられていた。ドイツの研究は、したがって法制史も、大がかりで抽象的な法構成によって支配されていた。

② 中世の法「観念」(Rechtsauffassung) の説明に関係する、ドイツの研究や法制史のコンセプトの結論は以下である (④ S. 16)。

完結的で完全な体系として社会の上に存在している法の観念が前提にされる。しかしその法は、中世それ自体が

そうしていたように神学的に定式化されるのではなく、法律学的に定式化される。そして法の端緒は漠然といわゆるゲルマン時代に移される。勘違いでしかない (vernünftig) ゲルマン法によって特徴づけられた部族国家から、時代を経て、Herrschaftsstaat が形成される。支配者の諸権利はその後、国王が貴族に与えた特権—インムニテートを通して、あるいは貴族による篡奪を通して貴族の手に渡る。結末は、統一的な法や国家の崩壊である。国家はランダスヘルシヤフトに、またそれが存在したのは間違いないと断言されているゲルマン法は特別法に解体してしまう。心に感じ取られていた正義と法との統一は、発展の端緒、すなわちゲルマン時代には存在していた。

ゲルマン時代から遠のけば遠のく程ますますこのハーモニーは不確かになっていった、というのである (④ S. 16)。

(六) 現代におけるゲバルトと法

(1) 「古典理論批判者におけるゲバルトと法」

グラウスは続いて、本稿第二章で詳細に紹介した古典理論批判の潮流に簡単に言及する。そして批判は、跳ね返って、批判者たちをして、中世における権力 (Macht) と法との相克の問題に直面させたが、その問題の解答を求めるときに、批判者たちは無意識の内に再び一九世紀の土台を使い始めたと述べている (④ S. 16)。

(2) 「ミッターイス」

「法制史の側からは、例えばハインリヒ・ミッターイスが幾度も一からやり直しながら古きアンチノミーを取り除こ

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

三五 (二四四九)

うと努力した―これ以上ない程明白な失敗付きで。それというのも……ミッタイスの解答の試みの土台になっているのが、法理念の実現としての歴史という古い歴史観であったからである。それ故にまたミッタイスは、ドイツの歴史研究の伝統的な考え方を新しく定式化して、一九三七年に次のように書いている(④ S. 17)⁽⁶⁾。

「法制史はマハト (Macht) を否定しない。法制史はむしろマハトを正当なものとして示そうとしている」「法制史とマハト史とはそのように密接に一体を成しているのである。法制史もマハト史も、マハトがいかに法に従い、また法それ自身がいかにマハトになっているかを示すのである。フォルク (Volk) の生存権のために闘うことが肝要である所では尚更そうである」。

(3) 「現在の状況」

以下、グラウスの言うところを引き続き紹介する。

① 現代のドイツの中世史家たちの大部分は、中世における法とマハトを特徴づけるにさいして、マックス・ヴェーバー (Max Weber 1864-1920) の「ヘルシャフト」概念から出発している。しかし「その諸見解の場合でも幾分は、法は初めから社会の上に存在しているし、ヘルシャフトの適法化や正当化の規範として、つまりこの形で或る種の定数としてゲルマン民族の歴史を貫いている規範として社会に仕えている」(④ S. 17)。

マルクス主義も、存在していなかった、マハトの集中を前提にするなど中世の国家を正しく評価できていず、法とマハトの関係をめぐる問題を打開することはできないだろう(④ S. 18)。

② 「歴史研究 (Geschichtsforschung) も、これまで、中世自体がそうであったように、マハトと法のアンチノ

ミーを上手く処理できていない。それどころかむしろ、生成されたものは必要なものであり正しいものだというテーゼ (die These von der Notwendigkeit und der Richtigkeit des Gewordenen) を受容することによってマハトを正当化する危険な道へと押しやられている。それは、「ヘルシヤフト安定化 (herrschafts stabilisierend)」要素になっている。全く言葉だけのことだったが、ほとんどの場合道徳規範の中に「現実 (Realität)」の、或る種の改善手段を見出していた過去の人々がそうしたよりもっとはつきりした仕方であっている」。近代の歴史学は道徳的価値判断を拒絶したところに成立していて、歴史家は有罪判決や無罪判決を下すための権限も規範も持たないと考えられているからである。しかしこの認識は、生成されたものの完全な承認、諸々の現実 (Realitäten) に対する完全降伏という余りにも高い代価を時として支払うことになった。

かといって、道徳的考察スタイルに回帰することはできない。倫理的価値についての「理論的」合意 (theoretischer Konsensus) が今日全くないからである (④ S. 18)。

③ 過去を「研究して理解すること (das forschende Verstehen)」という近代歴史学の公理にも先がないように思う。というのもこの公理は、歴史家が「理解すること」に断固として止まろうする限り、歴史家に、成功を収めた権力 (Macht) 所有者の擁護者の役割を無理矢理押しつけるからである。権力 (Macht) という場合、今日でさえ、権力は国家の独占物ではないことを忘れてはならない (④ S. 18)。

④ もちろんこの強制を弾劾することもできるし、人間の解放を理想目標として掲げることでもできる。神学者 Gregor der Grosse (590-604) と共に、世俗の権力 (Gewalt) は、それが良い状態にある場合でさえ、絶えず誘惑に

晒されていると言うこともできる。他人よりも多くの権力を持つていると思つてゐる人間は、賢さの点でもその他人より賢いと簡単に信じてしまふ、とグレゴールは考へてゐる。色々なタイプの、思ひ上がった―独りよがりの権力 (Macht) 所有者の愚鈍は、考へ感じてゐる人間をいつも反対派に追いやるのである (④ S. 18-19)。

(七) 何ができるのか

(1) 「テロ」

グラウスは言う。「いかに権力 (Macht) の弁護を支持することができないからといって、その単純な否定も同様に支持できない。その要請が、どんなに美しく、どんなに言葉でラジカルに、どんなにヒューマニスティックに鳴り響こうとも。これまで、この方向での試みは全て様々なセクトの孤立を招くか、あるいはこの美しく響く要請はテロリストの諸々の暴力システム (terroristische Gewaltssysteme) に完全に道を開くかだった」 (④ S. 19)。

(2) 「問い続けること」

グラウスは言う。

① 「社会において権力や支配 (Macht und Herrschaft) が必要だというデイレンマとそれらの狭小さやたちの悪さとの間で、歴史家は次のことを思ひ出さざるを得ないであろう。すなわち学問はその社会的役目 (歴史の場合は共同記憶 (kollektives Gedächtnis) としての役目) を果たす傍ら、特に問うことをしなければならぬということ。つまり問いを發することが、勘違いでしかない理解するということ (ein vermeintliches Verstehen) よりもしばしば

重要であるということ」(④ S. 19)。

② 「問うことをしなければ、人は、センセーションというスーパーマーケットで有効な特効薬として提供されている、予め出来上がっている解答の手中に落ちる恐れがあるからである」(④ S. 19)。

(3) 「歴史学における問い」
グラウスは続ける。

① 「歴史学は、まずはその時代の「固有の (eigen)」格率に従って権力 (Macht) の正当性を問うことによって、権力形成物 (Machtgebilde) に、歴史学の固有でシステム内在的な (systemimmanent) 批判を加え、その上で権力行使 (Machtausübung) の構造—メカニズムの探索に移るべきであろう。歴史の場合反対実験ができないから、その探索は、様々な可能性の、唯一現実性のある検討として現れるのである」(④ S. 19)。

② 「歴史学は、こうした歴史的設問を通して、今日ためらいがちに手探りで新しい形を探しているコントロール、そのコントロールの必要性に対する注意を根気よく喚起しながら、距離を置いて反省的に自分自身をよくよく考えてみることを、現代に、熱心に勧めることができるのである」(④ S. 19)。

③ 最大限注意されなければならないのは、「より高次元の諸義務 (höhere Zwänge)」、それはナシオンや階級、パルタイ、国家の利害のことなのだが、それらが持ち出される場合や、あるいは一般的に承認されている規則から、勘違いでしかない「例外」(vermeintliche „Ausnahmen“)を理由づけるために、つまり公然たる不正義を隠すために、何かを持ち出される場合である。歴史学は、史料など材料を使って過去を説明することを通して、「設問の諸々のあ

り得る形を (*Möglichkeiten der Infragestellung*) 例証すべきであろうし、人間や社会に係わる大きな問に対する解答のあり得る全ての形が (*alle Lösungsmöglichkeiten*) 結局いかに時代の制約を受けていて可変的であるかを、つまり解答のあり得る形がいかに繰り返し新たらしく取り上げられなければならないかを、具体例を出して説明すべきであろう」(④ S. 20)。

(八) ま と め

(1) 「権力と法」

グラウスは言う。「人類はこれまで、権力 (*Macht*) と法との潜在的な対立を克服することはできなかった。近い将来も全くできないだろう。それどころか、何かが欺かないとしても、我々は全て完全に匿名の諸力によつてますます操作され支配されているので、諸々の危険は直ぐにもつと一層大きくなるだろうし、擬人化された権力関係 (*personifizierte Machtverhältnisse*) の場合よりはるかに「不透明 (*transparent*)」である色々な構造の中で生命を保つていくであろう。しかしながら我々は、本当に沢山の嫌な事実と一緒に生きていかなければならないのと同じように、こうした認識ともまた一緒に生きていかなければならないのである。何故ならば、現代人は、もはや安全な閉ざされたシステムの中ではなく、問いと共に問いの中で生きること慣れなければならぬからである」(④ S. 20)。

(2) 「現代歴史学の課題」

グラウスは続ける。「古い閉鎖的なシステムが壊れ、新しいシステムがまだできていない現在、我々は、問いと共に

に存在することを強いられているし余儀なくされているのである。そのさい方角を定める助けをすること、これが、「理解する」ことよりも問うことを、問いを発することを、解答のあり得る形を探すことを教えるべき現代歴史学の最も緊急な課題の一つであると私は思う」(④ S. 20)。

(1) 本文は全て、林忠行『肅清の嵐と「プラハの春」』岩波ブックレット二〇四(一九九一年)の記述に基づいている。チェコスロバキアにはアメリカと連係できる道もあったのに、ソ連への依存を強めたのは、ナチスドイツの支配下でドイツ領土に併合されたズデーテン地方のドイツ人を、戦後、ナチスとその協力者を追放するという名目で先祖伝来の土地から無理やり追い出したので、「ドイツの報復主義」を恐れたためだと言う。追放された人数は三〇〇万人以上と言われる(同七八頁)。

(2) 藤村信『プラハの春 モスクワの冬——パリ通信——』岩波書店、一九七五年、一一八頁。

(3) 藤村、前掲書、一二二—一二三頁。一九四八年以降、一九五六年(ハンガリア動乱)までに東欧諸国の知識人のほとんどが亡命したのに、チェコスロバキアの知識人の圧倒的多数は亡命の道を選択しなかったという。彼らが全体として左翼に属して、ソ連と共産主義に対して伝統的に敵意を持っていなかったのが、その大きな理由であるという(同二〇頁)。

(4) Politik, Gesellschaft, Geschichtsschreibung, Giessener Festgabe für František Graus zum 60. Geburtstag, hrsg. von Herbert Ludat und Rainer Christoph Schwinges, Beihefte zum Archiv für Kulturgeschichte, H.18, 1982. 本文の引用は、S. VII.

(5) 今野國雄『西洋中世の社会と教会』岩波書店、一九七三年、五一五—五六九頁参照。

(6) Heinrich Mitteis, Rechtsgeschichte und Machtgeschichte, in: Wirtschaft und Kultur, Festschrift zum 70. Geburtstag von Alfons Dopsch, Wien 1938, S. 557-580. Heinrich Mitteis, Die Rechtsidee in der Geschichte, Weimar 1957, S. 269-294. 後者の文献はミッタイスの論文集で、前者の論文はそこに再録されている。グラウスの引用文の最初は、後者の文献の二八七頁、二番目の引用は同二九四頁。この論文の初出が一九三七年であるとグラウスは書いているが、一九三八年の誤りである。グラウスは、偉大な学者であるミッタイスのこの記述は意気阻喪させると書いているが、この論文におけるミッタイスの個々

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

四一(二四五五)

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

四二(二四五六)

の部分の認識は、グラウスも認めている通り、グラウスの考え方や認識とかなり一致するところがある。グラウスのミッター評価をどう考えるかは、宿題にしておきたい。

四 補 論

(一) ゲルマン国家像批判

(1) 「ゲルマン国家像」

一〇〇頁余の大作②の目的は、法のイメージを含む次のようなゲルマン国家像を批判し、封建的諸関係の形成・確立に係わるゲバルトの役割に注意を向けさせることであつた。

「そこでは法が支配し、不法は罰せられる。(特に法制史家の作品の中では)メロピング朝やカロリング朝の状況は、後期ローマ帝国の無法、恣意、暴政に比べて恵まれていた点で際立っている。ここでは、基本的に、法が、つまり我々の感情には多くの場合馴染まないが、しかし当時の人々にはびつたりの法が支配していた。社会のトップが「不健康」である余地、つまり法を曲げる余地はあつたとしても、しかし民族生活は健康であつたし、法は、普通の人々の生活や活動がそれに従う最上審であつた」(②S.61)。「昔の研究は、未開の先史時代にすでに人の上に存在していた法というものを前提にしているし、またこの法は恣意を阻止する術を心得ていたと考えらる」(②S.63)。

引用文中のカッコ内の法制史家として名前が挙げられているのは、ハインリッヒ・ブルンナー、ミッターイス、ハン

ス・プラーニッツ (Hans Planitz 1882-1954)・ヘルマン・コンラード (Herman Conrad 1904-1972) である。

(2) 「聖者伝」

グラウスは、史料として聖者伝を選択している。多種多様な史料の中で、「民衆的 (volkstümlich)」な立場、民衆の感情を読み取ることができるといえる史料といえば、それは聖者伝だということに研究者仲間の合意が得られるであろう、と考えてのことである。聖者伝は、民衆の法感情を、あるいは健康な民族生活を写し出しているのか。グラウスは、聖者伝の中の「囚われ人の解放 (Gefangenbefreiungen)」の物語を手がかりにしてこの問題に向かって行く。以下は、私なりのまとめである。

(3) 「聖者伝と法」

聖者伝に出てくる「囚われ人」は、不自由人、無実の者、聖者、聖職者、異教徒、債務者、戦争捕虜など様々である。さらに犯罪人までもがそこに含まれている (② S. 152)。犯罪人か否かの区別なく、聖者は奇跡によってあるいは身代金を支払うなどして「囚われ人」を解放する。

私は、この論文の序章ですでに、社会の上を漂う「法」、行為規範として役立つべき「法」を前提にした裁判の、流布している理想化を反駁しておいた。被解放者が犯罪者か無辜の人間なのかがしばしば二の次になっている。メロビング時代の聖者伝の中での、囚われ人解放奇跡の大々的な広がりを考えるならば、ゲルマニストの一般公理、つまりそれによれば法と法感情とはこの時代一致していたことになるのだが、その一般公理に対して我々は懐疑的にならざるを得ない。もしこの前提が正しいのならば、法は広範な大衆の中に「根を張って」いたわけ

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

四三 (一四五七)

だから、大衆は、聖者伝作者たちの考え方を途方もない侮辱として受け取ったはずである。だが実際には、この虚像は、ゲルマン人をおつて理想化した、その理想化の「エレメントをなす」諸々のキメラの一つだと言つてよいだろう。虚像はロマンティックが心をこめて作り上げ、続いて、修史がバラストとして一緒に引きずっているものである。

我々ほかの時代の人々の「感情」をより正確に確認することはできない。かつての理想化はこの点で史料上のどのような支えも完全に欠いているのだ、ということがそもそも強調されなければならないのである(②S. 153)。

法が人々の従う最上審であったのであれば、こともあろうに聖者が犯罪者を逃がす物語など人々の法感情に合致するはずがない、ということなのであろう。

(4) 「聖者伝作者の観点」

「聖者伝は、通用している「法」とは別の観点に立っている」(②S. 72)。聖者伝作者は法と不法とをではなく、全てを赦す寛大さと情け容赦のない無慈悲さ・冷酷さ・厳格さとを対峙させている。教会が世俗権力との共存関係を強化しつつあるなか、聖者伝作者は世俗権力を決して非難しなかつたし、それが教会に対するものでない限り、不正を責めることも決してなかつた(②S. 155-156)。

聖者に対する興味を喚起しようとする聖者伝作者の意図は、自力で不正と闘い自らを救済せよと教えることにはなく、犯罪人をも赦す聖者の寛大さやその持つ奇跡の力を示すことで聖者の支援・「恩寵」に身を委ねるようにと

人々に教えることにあった(② S. 155-156)。「抑圧に対して闘う聖者ではなく、チャリティを行う聖者が聖者伝を支配している」(② S. 68)。

すなわち聖者伝の中の囚われ人解放物語は教会の側からのいわば宣伝であって、民衆の感情に発露するものであるとは基本的に言えない(② S. 155-156)。

(5) 「ゲバルト」

そもそも法というカテゴリーそのものがこの時代の史料の中で最後の切札としての位置を占めていない(② S. 72)。グラウスはそう述べてもいる。では、何に目を向けるべきなのか。グラウスが示したのは、ゲバルトである。「私にとって重要なのは、封建制の形成、確立の全過程のある側面、つまり貧者や弱者に対するゲバルトは日常茶飯事であったし、それは同時代人によってすでに「世の中を荒廃させる」悪習の一つと考えられていたという事実を強調することだけである」(② S. 71)。

(二) ゲルマン的誠実概念批判

(1) 「フリッツェの定義」

①と③の論文が、ゲルマン的誠実の問題を扱っている。後者は前者に対する批判を反批判した論文であるが、特にシュレジンガー (Walter Schlesinger 1908-1984) が組上に載せられている。

グラウスがゲルマン的誠実という場合、前提にしているのは、シュレジンガーにつながるフリッツェ (Wolfgang

グラウスはゲルマン法の諸概念をいかに批判したか

同志社法学 五四巻四号

四五 (一四五九)

Fritze) の次の定義である。⁽¹⁾

ゲルマン的誠実とは、次のような双務的義務関係として規定することができる。すなわち他方の安寧のために一方の全人格の無制限の且つ全面的な投入を、誠実を誓い合った者同士が相互に求めることを根拠づける、そういう双務的義務関係として (③ S. 7)。

このように定義される典型的なゲルマン的誠実概念の存在は確認できるか。ゲルマン的誠実概念は存在し続けたか。ゲルマン的誠実概念は中世盛期の誠実イデオロギーに対して決定的な影響を与えたか (① S. 73-74)。グラウスは、これら三点を再度検討することによって反批判を展開している。

ゲルマン的誠実については村上淳一の研究がすでに公にされているので、ここでは、グラウスの見解の結論部分をごく簡単に紹介するだけにしたい。⁽²⁾

(2) 「ミッターイスとオットー・ブルンナー」

グラウスは、ゲルマン的誠実の観念を支配的なものにした学者としてミッターイスとオットー・ブルンナーを挙げている。ミッターイスのライトモチーフはゲルマン的連続性であり、カリスマ的部族王権、ゲルマン的貴族、貴族のブルクとホーフ、貴族の教会支配に生き続けるその世襲カリスマ、従士制、誠実が、歴史的に連続する「ゲルマン的国制の基礎」とされている。またブルンナーはゲルマン的誠実を全ドイツ史の決定的な原理にまで高めた。グラウスはそう述べている (① S. 72)。

(3) 「ゲルマン的誠実概念は存在しなかった」

ゲルマン的誠実概念は、史料上の根拠を全く持たない。グラウスは、タキトゥスの『ゲルマーニア』など多くの史料に分析を加えることでこの結論を導いている。その過程でゲルマン的誠実概念を支えるモチーフの一つ一つが潰されていく。

ゲルマン社会に見られる誠実は、例えば約束は守るといふような、ローマ人を初めどの民族にもその存在を認めることができる一般的・倫理的な意味での誠実概念であって、ゲルマン社会に特殊な誠実概念ではない(① S. 97, 107 ③ S. 29)。

したがってゲルマン的誠実概念の歴史的連続性などあり得ないことだし、中世盛期の誠実イデオロギーに決定的な影響を与えることも不可能だということになる(① S. 120)。

(4) 〔双務的誠実概念〕

グラウスは、シュレジンガーの次の見解を紹介する。「誠実義務はゲルマン的特性であり、その特性は全く最初からゲルマン的従士制に典型的に見られたし、また後の封建的誠実概念に標準としての且つ決定的な影響を与えたのである」⁽³⁾。グラウスはこれに続けて言う。

ゲルマン人は確かに他の部族や民族と同様に一般的誠実要求を知っていたが、しかし法的な厳格さをもって拘束する双務的誠実義務それ自体は封建的なものである。すなわちそれは教会の決定的な影響の下で形成されたのである……。我々は、中世になってようやく、完全に発展した形でこの概念を見出すことができる。中世の誠実義務は、私の考えでは封建的誠実義務であり、中世的、多面的であり、歴史的に可変的でありそして根元的で

はなく、且つ国制史全体の一つの構成要素なのである (③ S. 8)

ゲルマン的誠実概念の定義に合うのは教会の決定的な影響の下に形成された封建的誠実概念であり、それを「過去に投影することによってできたのがゲルマン的誠実である」。ゲルマン的誠実は、近代の修史の創造物なのである (③ S. 34)。

もちろん教会の誠実概念から中世盛期の、つまり発展した封建制の誠実概念へと、道がまっすぐに続いているわけではない。教会が、すなわち社会のイデオロギーがいわゆる「騎士的」誠実概念の定式化に力を貸す以前に、従士が成長する中で別の構成要素、つまりレーエン的結合の中での従士の変容が現れていなければならないのである (① S. 118)。主人と従士とを結びつけ、双方の間に奴隷の服従とは別の関係を作る条件になっていた略奪品の分配や贈与が不可能になったとき、「誠実思想が全力で行動した」のは、過大評価してはならないとはいえ、偶然とはいえな (① S. 119-120)。

(5) 「誠実概念と教会」

聖遺物に手をかけて行われる誓約形式やあるいは旧約聖書、聖者伝などの記述に関係づけて展開される、教会的な誠実についてのグラウスの叙述は問題提起の色彩が強い上に多岐にわたっている (① S. 108ff.)。

グラウスによれば、教会の誠実概念は国王や国家に対する服従を説く思想と表裏一体の関係で作り出されている。だからそれは中世盛期の双務的誠実概念に直結していない、ということになるのである。西ゴート族の場合を例にしたグラウスの叙述を、以下、私なりに要約する (③ S. 39-43)。

誠実がフランク人の史料に出てくることは稀である。出てくる場合でも、証言能力は低い。それに対して西ゴート族の場合は違っている。西ゴート族は高度に発達した複雑な社会と接触しており、ローマの制度にどう適応しそれをどう使いこなすかが死活問題であった。しかし王権は決して強固でなかったし、王朝の継続もなかった。それどころか余り注目されていないのだが、嫌われ者の国王を簡単に殺害してしまうのが「しきたり (Site)」になっていた。国王殺しに対して、残酷な刑も役に立たなかった。したがって王権に新しい輝きを与え、国王の人格を宗教的な領域に高め上げる努力が何よりも必要とされていた。

カシオドール (Cassiodor um 490-um 580) やそれに続くヨルダネス (Jordanes 6. Jh.) は、⁽⁴⁾ゴート人をゲーテン (Geten) と同一視し、ローマ的精神で彼らのために太古の歴史を創作することによってゴート人のために栄光に満ちた過去を創り上げようと努力した。王朝が極めて古くから続いていると思わせることで王朝に大きな輝きと権威を与えるために、教養のある仕方で国王の系図を綴り合わせた。ただこうした持ち上げは役に立たず、国王の地位は極端に不安定であったし、生命すら危うい状況であった。ここにすでにローマの誠実観念は見出されるが、特別に発展した誠実イデオロギーはまだ存在していない。

国王 Rekkared (586-601) の時に改宗が行われて、西ゴートはアリウス派からカトリックに変わる。この時から、カトリック教会はあらゆる手段を使って国王の権威を高めたし、誠実の強調が教会文献の中で本当に雪崩のような勢いで始まった。教会会議が、繰り返し、国王の地位を確認し国王に対する誠実を求めた。最も有名なのは六三三年のトレドでの第四回教会会議であり、そこでは、国王に対するキリスト教的倫理的誠実要求を含む決定が行われた。教

会会議は、刑をもって不誠実を咎めている。刑は、一貫して、偽誓に対する刑として考えられている。国王は神権による帝王として支配し、その権威は神に由来し、国王に対する反抗は教会的に型押しされた罪となった。教会会議は、守られるべき「国王の誠実 (Fides regis)」を知っていたし、裏切りという犯罪も知っていた。国王や国家に対する裏切り者は、単に不誠実であるにすぎない。

これら全て、定義された意味での「ゲルマン的誠実」、あるいは「ゲルマーネントウム」とは全く何の関係もない。それらにゲルマン的痕跡も認められない。考え方の全体は、国王の支配を限界づけようとする試み、つまり誠実義務に何らかの方法で限界を設けようとする試みに似て、明確にローマ的であり教会的である。

いずれにしても言いたいことは、国王に誠実であれ、という要求が西ゴートで教会によっていかに強く掲げられたかということである。誠実義務は、西ゴート法典においてフランク人の法典におけるよりは大きな役割を演じている。この点のもっと詳しい検討は、もはや法制史家の仕事の領分である。

(1) Wolfgang Fritze, Die fränkische Schwurfreundschaft der Merowingerzeit. In: Zeitschrift der Savigny-Stiftung, GA, Bd.71, 1954, S. 85.

(2) 村上淳一「シュレジンガー——従士制とゲルマン的誠実」同『ゲルマン法史における自由と誠実』東京大学出版会、一九八〇年、二五〇—二六五頁。

(3) W. Schlesinger, Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters I, 1963, S. 40. © S. 8.

(4) ラテン語名では Getae。古代においてはトラキア人 (Thaker) の一支族であった騎馬民族で、ドナウ河下流にいた。紀元後一世紀にローマ人の支配に服した。

五 おわりに

グラウスは、⑤論文で、自省の大切さを説いている。自分自身についてあるいは自分が歩んできた道について分かってなくなるのは、自分の努力が成功だったのか失敗だったのかを直接に触って調べることができない知識人にとって宿命であり、だからこそ自分の仕事を反省したり、その仕事の価値に改めて思いをめぐらしてみることが絶対に必要なのだ、とグラウスは言う。「歴史学の現状」という⑤論文は、歴史学界の一九八二年当時の到達点に反省を加えた作品である (S.5)。

グラウスの諸作品を貫いているのは、批判精神であると思う。三(一)(4)に紹介されているように、そもそもグラウスはマルクス主義者であった。②論文では、「ブルジョア的な歴史記述」という表現も使われている (S.63)。マルクス主義者であるグラウスの批判精神は、古き良き法が「永久・普遍の定数⁽¹⁾」としてヘルシャフトを制御し、そしてゲルマン的誠実観念に満たされた主従関係がそのヘルシャフトの根幹を形作っていたとする歴史像にまず向けられる。裸の暴力を含むゲバルトの問題を突きつける。

ナチスによるチェコスロバキアの解体は一九三九年である。グラウスは当時一八歳であった。第二次世界大戦後は、ソ連という巨大な権力との間に緊張関係が続く。スターリン型社会主義の導入に伴う粛清も目の当たりにする。ゲバルトというグラウスの観点の根っこになっているのは、祖国のこうした体験だと私は思う。

プラハの春に続く厳冬の時代を経験したことが、ゲバルトの問題に対するグラウスのこだわりを決定的なものにし

たようである。作品にも、どこか虚無的な雰囲気はただよう。「歴史が人生の偉大な師であるとは誰もとうに信じていない。少し意地悪く言えば、歴史の流れから確認できる唯一のことは人間が過去の誤りから何も学ばないという事実だ、ということに十分な根拠をもって人は気づいたのである」(⑤ S. 6)。

それにもかかわらず、もし我々が勇気をふるい起こすことができるのであれば、恐らく我々の故郷の最新の運命が正に証明する事実によってであろう。すなわち一敗地にまみれることになったとしても、知的努力は意味を持つのだという事実である。何故なら、知的努力は、その敗北にもかかわらずいや恐らくは正に敗北することによって、歴史の、つまりいつも敗北しているように見えるのにいつもまた再び自らの優越のために戦うべく灰の中から身を起こし、新しくはないがしかし全ての知識人にとってきわめて重要な問いの解答を見つけようといつてもまた精を出す人間精神のかの歴史の実際の構成要素になるからである(⑤ S. 15)。

私は、本稿の「はじめに」で、グラウスがドイツの歴史学や法史学の成果を外からどのように見ているかに関心を抱いたと書いた。今、「おわりに」に筆を進めながら、一つの思いにかられている。ドイツの歴史学・法史学は、果たして、グラウスにとって、はたまたチエコスロバキアにとって、よその国の歴史であり法史なのか。そういう思いである。

(1) 西川洋一「カール・クレツシエル 中世の国制史と法制史 翻訳と解説」『国家学会雑誌』九七巻七・八号、七五頁。